特定非営利活動法人まちづくりスポット

役　員　退　職　慰　労　金　基　準

第１章 総 則

（目的）

第１条　この役員退職慰労金基準(以下「本基準」という。)は、特定非営利活動法人まちづくりスポット(以下団体という。)の常勤役員(理事・監事)が退任したときに支給する役員退職慰労金並びに弔慰金について定めるものである 。

（役員の種類）

第２条　常勤役員とは、会員総会で選任された理事及び監事のうち、定期的に出勤して業務を行い役員報酬を受けている者をいい、常勤役員以外の者を非常勤役員という。

（退任の定義）

第３条　退任の時期は以下の各号に定めるときとする。

①任期満了

②辞任

③解任

④死亡

（役員の在任年数）

第４条　役員在任年数は、役員就任の日より退任の日までとする。

1年未満の在勤期間は月割りとし、1ヵ月未満の日数は1ヵ月に切り上げる。

第２章　役員退職慰労金

（役員退職慰労金の支給決定基準）

第５条　役員退職慰労金の支給は、本基準に基づき、理事会において決定するものとする。

（役員退職慰労金の算定）

第６条　役員退職慰労金の算定は、以下の計算式により計算した金額とする。

① 退任時に適用されている月額報酬×在任年数×役位係数

② 役位係数は、以下のとおりとする。

代表理事 1.0　副代表理事 0.5　理事 0.2　監事 0.2

（功労加算）

第７条　在任中の功績が顕著と認められた役員については、前条により計算した金額の他に功労金として50%相当額を超えない範囲内で功労加算をすることができる。

（弔慰金）

第８条　弔慰金は以下の表を基準とし、職位・勤続・功績等を勘案し、その都度理事会で審議して決定する。

業務上死亡の場合	年間報酬額の四分の一程度
業務外死亡の場合	年間報酬額の六分の一程度

（特別減額）

第９条　理事会は、退任役員のうち、在任中特に重大な損害を団体に与えた者に対しては、第6条により算出した金額を減額することができる。

（支給の時期）

第10条　役員退職慰労金および弔慰金は、退任後速やかに支給する。ただし、やむを得ない事由によるときには、支給時期を延期することがある。

（死亡役員の取扱）

第11条　役員が死亡したときは、本基準に基づき役員退職慰労金を算出する。

２　前項の慰労金は、役員自身の届出により指定された受取人に対して支給するものとする。ただし、届出のない役員については法定相続人の内、理事会で相当と認めた者に支給するものとする。

（非常勤役員の特例）

第12条　非常勤役員の退職慰労金および弔慰金については、この基準によらず、別途代表理事が決定する。

（役員退職慰労金からの控除）

第13条　役員退職慰労金を支給する場合には、法令に基づく源泉所得税並びに住民税及び当法人に対して負う債務の全額を控除する。

第３章　附 則

（その他の決定事項）

第14条　本基準に定めのない事項で特に必要が生じたときは、理事会において協議のうえその都度決定する。

（基準の改定）

第15条　本基準の改定は、理事会の決議により決定する。

（制改定の実施）

第16条　本規程は、令和2年 6月 8日に制定し、実施する。

（制改定の記録）

(1)令和2年 6月 8日 制定・実施